

2014年09月24日 (水)NHKニュース
「障害者に「65歳の壁」実態明らか」

2014年09月24日 (水)NHKニュース「障害者に「65歳の壁」実態明らか」



障害のある人が65歳になると、障害福祉から介護保険のサービスに変わること、サービスが減ったり負担額が増えたりするケースが各地で相次いでいる実態が、障害者団体の調査で明らかになりました。「65歳の壁」とも言えるこの問題。必要なサービスが受けられなくなってしまいう突然の変化が、障害者を苦しめています。

【風呂は4日から3日へ】

福岡県田川市で1人暮らしをしている稲田博美さん(67歳)は、脳性まひで、生まれた時から体の自由がきかず、生活には人の手助けが欠かせません。風呂に入るときも介助が必要ですが、以前は週4回受けられていたこのサービスを境に3回に減ってしまいました。

2014年09月24日(水)NHKニュース「障害者に「65歳の壁」実態明らか」



稲田さんは、「夏なんて特に、汗が出るから毎日でも入りたいのですが、お金がかかりすぎます。64歳まではしてもらっていたことができなくなりました」と話していました。

【「介護保険優先原則」が原因】

なぜこうしたことが起きるのか。障害者は、「障害福祉制度」に基づいてサービスを受けています。ところが65歳になるとサービスの枠組みは原則として、「介護保険制度」に切り替えられます。これは、自助、共助、公助と言われるように、みずからできることをしたうえで、公的サービスが適用されるという国の原則に基づき、税金でまかなわれるサービスよりも、保険によるサービスのほうが優先されるためです。しかし、介護保険に変わると、健常者と同じ扱いとなって、多くの場合サービスの量が減り、これまでのような障害に応じた手厚い支援は受けられなくなります。このため、サービスが打ち切られたり、回数を減らさざるを得なくなったりする事態が生じます。

2014年09月24日 (水)NHKニュース「障害者に「65歳の壁」実態明らかに」

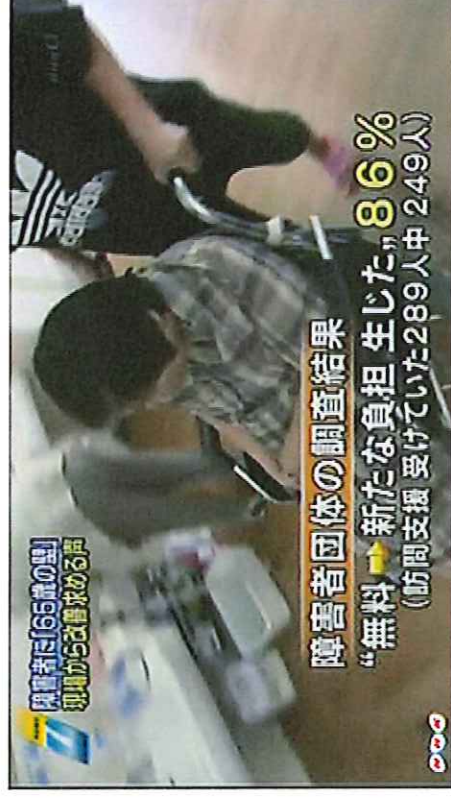


稲田さんは入浴介助のほかにも、家事を補助してもらうヘルパーに、料理をしてもらう回数が減り、食事はできあいの弁当やパンで済ませることが増えました。このほか、主に利用するデイサービスが、障害者向けから高齢者が多い施設に変わり、障害者どうしで語らったり、悩みを打ち明け合うこともできなくなっただけです。

【新たな費用負担まで】

問題は、必要なサービスが受けられなくなるだけではありません。障害福祉制度では無料だった費用は、介護保険への切り替えにとまない、新たに1万5000円の負担が生じました。稲田さんは、わずかな貯金を取り崩す生活を送っています。稲田さんは、「いくつになっても障害者は障害者なのに、65歳の境に、それまでどおりのサービスを受けられなくなるので悲しいです。貯金も減り続け、これから先、自分がどうなるだろうと思うと、怖くて、不安です」と訴えています。

2014年09月24日 (水)NHKニュース「障害者に「65歳の壁」実態明らかに」



【全国で新たな負担相次ぎ、改善を】

「きょうされん」の調査では、289人のうち86パーセントの人に、新たな負担が生じたという事です。「国は実態調査をしたうえで、改善すべきだ。65歳になっても障害福祉が介護保険かいずれかを選べる、もしくは両方選べる、そういう仕組みにし、どの自治体でも同じサービスを受けられるようにしてほしい」と話しています。

【国は配慮を求めると】

国は、「介護保険優先原則」は、あくまで原則として、自治体に対しては、利用者の状況に合わせて配慮するよう通知しています。このため、自治体が独自にサービスを補うこともありますが、内容はまちまちで、住む場所によって格差が生じている状況です。

2014年09月24日(水)NHKニュース「障害者に「65歳の壁」実態明らか」

【取材後記】

65歳で障害がなくなるわけではないのに、突然、障害のない人と同じ枠組みで扱われることは、差別に近いように思えます。高齡化とともに体は衰え、むしろサービスを厚くすべきではないでしょうか。「介護保険優先原則」はあくまで原則であり、自治体が配慮できるという国の態度は、責任逃れに感じます。確かに、団体の調査結果では、訪問支援の場合、289人のうち8%は、障害福祉サービスをそのまま受け続けることができます。新たな負担はありません。ただ、すべての自治体がこうした配慮ができるわけではありません。配慮ができていないケースは、財政力や自治体側に深い理解があったり、当事者の障害が重度だったりといた特段の事情があるからです。また、理解があっても、田川市のように限度もあります。

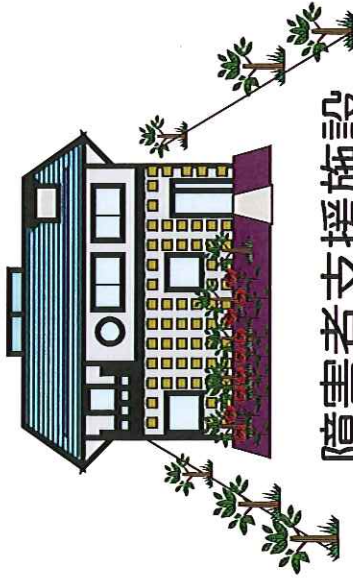
国も自治体も頼りにできない障害者は、65歳を迎え、どうしているのか。65歳まで関わっていた施設や介護ヘルパーの“ボランティア”によって生活が成り立っている現実があります。「だって放っておけないでしょ」という関係者の言葉に頭が下がりました。最後に、稲田さんの言葉をそのままご紹介します。「障害者のいろんな現場、現場をね、見てほしいと思います。そこで、考えてほしいと思います、ちゃんと。国も、お金がない、お金がないと言ってますけどね、それ、わかんないことないんですけどね、でも、障害者は障害者で、ちゃんと生きてるのだから、そのところも考えてほしいと思います」。

一刻も早く、国は実態調査をし、改善すべきだと思います。国がどう対応するのか、今後も取材を続けていきます。



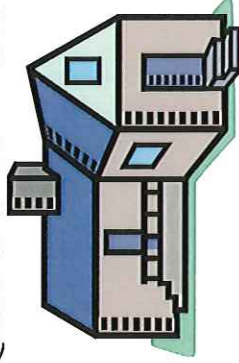
介護保険適用除外について

障害者支援施設
(生活介護)

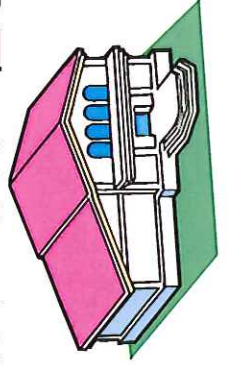


障害者支援施設

(自立訓練
就労移行・就労継続)



GH・CH・在宅



子は65歳
親は90歳代になった頃

65歳

自立支援法

自立支援法
(介護保険適用除外)

高齢者としての介護

65歳

自立支援法

介護保険制度 1割負担

高齢者としての介護

65歳

自立支援法

介護保険制度 1割負担



2014年09月24日 (水)NHKニュース「障害者に「65歳の壁」実態明らかに」

メモ

1. 65歳以上は介護保険優先問題をどう考えればよいか。

障害者グループホーム 感染症で退去を求められた事例

グループホーム「感染症でホームの退去を求められた事例」

利用者男性Aは50歳の知的障害者。5年前まで入所施設で生活をしてきたが、自立訓練(生活訓練)事業を経て、グループホームでの生活になった。本人も家族もグループホームでの生活を楽しんでおり、「毎日が楽しい」と3人の仲間とともに生活をされていた。日中は入所施設の日中活動(就労継続B型事業)を利用されている。

12月に入り、利用者Aが体調不良となりホームで寝込んでしまった。世話人から報告があり、生活支援員がすぐに医療機関を受診したところ、ノロウイルスに感染していることが判明。ただちに入院となった。嘔吐物による誤嚥性肺炎(ごいんせいはいえん)や、嘔吐物による気道の窒息を起こして重症化した。3週間ほど入院して症状が軽くなったが、誤飲性肺炎の危険性が残っているとのことで、医師から夜間を含め、本人の症状を管理するよう指示を受けた。しかしグループホームでは宿直者1名しかおらず、看護師や介護福祉士による専門的な体調管理を行う体制にはなっていないため、一時的に自宅に帰っていただくこととなった。その後、1週間ほど自宅療養をしていたが、体調が回復しないことから、グループホーム管理者より、いったんホームの退去をしていただくよう話があった。やむなくホームを退去した。

利用者Aの保護者(両親とも70歳代)は、本人の体調を考え、夜間も含めて体調管理が可能な入所施設に戻していただくよう管理者に依頼したが、すでに入所施設の定員がいっぱいであり、入所施設にはすぐには戻せないと話されている。当面はショートステイ利用が出来ることとなったが、月に14日の支給決定であることから、それ以外は自宅での療養となっている。

グループホーム「感染症でホームの退去を求められた事例」

当該グループホームの入居と退去に係る規定

第7条 グループホームに入居しようとする者(以下「入居申請者」という。)は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、入居申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、グループホームの入居を許可しないものとする。

- (1) 感染症又は悪性の疾患を有しているとき。
- (2) グループホームの管理上支障があると認められるとき。
- (3) 定員を超えているとき。

第10条 管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、グループホームの入居の許可を取り消し、及び退去することを命ずることができ。

- (1) 法第25条第1項の規定により訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給決定の取消しがあったとき。
- (2) 第7条第2項第1号又は第2号に該当したとき。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

<p>＜平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会＞</p> <p>政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれを行う事業を具体的に定めること。 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービス在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に進めるようサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた適正な指導を引き続き行うこと。 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。 十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスが必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。 	<p>＜平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会＞</p> <p>政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県が行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。 また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。 二 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。 三 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。 四 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。 五 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービス在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。 六 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。 七 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に進めるようサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた適正な指導を引き続き行うこと。 八 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。 九 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスが必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。 十 障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。
---	--

グループホーム「感染症でホームの退去を求められた事例」

メモ

1. 現在のグループホームは「終の住処」となりえるか。
2. 入所施設の定員がさらに削減されていくが「親亡き後」はどうすればよいのか